

月次総会議事録

令和6年(第1回)加古川市農業委員会月次総会

令和6年1月24日(水)

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席委員

7 橋本 未弘 18 丸山 良作

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	三俣 恵之介	主査	仲平 雅史

農林水産課

農政係	主事 河野 友博	事務員 甲斐 彩香	
振興係	係長 川田 英明	主査 鎌尾 啓貴	主事 安富 優太

現地調査(西地区)

1月18日(木) 午前9時10分から

佐伯副会長、井相田総務委員長代理、柳委員、道清委員 事務局2名

現地調査(東地区)

1月18日(木) 午後1時15分から

佐伯副会長、井相田総務委員長代理、庄司委員、久保田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和6年第1回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、1番 堀江 保充 委員、2番 都倉 正 委員、両名よろしくお願いたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第1号を議題といたします。
議案第1号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案番号9番につきましては、1月23日付けで取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町稲屋 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

2 加古川町備後 []、[] 平米。[] さん 外1名から、[] さんへ。

3 平荘町山角 []、[] 平米。[] さんから、[] さ

んへ。

4 上荘町国包 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 []
[] さんから、 [] さんへ。

5 上荘町国包 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
[] さんへ。新設農家。

議案書2ページをご覧ください。

6 上荘町都染 []、 [] 平米。 [] さん 外1名から、
[] さんへ。

7 東神吉町升田 []、 [] 平米 [] さんから、 []
[] さんへ。

8 志方町成井 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
[] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。なお、5番については新設農家ですが、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第1号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第1号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第1号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号の24件については、令和5年12月6日から令和6年1月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項で

ございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第3号を議題といたします。
議案第3号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米 他1筆、計■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さん。農家住宅用地。開発許可等不要証明申請併願。

2 西神吉町辻■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さん。農作業用地及び通路。始末書添付。

これら案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月18日、調査者は、佐伯副会長、井相田総務委員長代理、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第3号の1番。申請の土地の位置は大野の南、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が道路、西が分筆田、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月18日、調査者は、佐伯副会長、井相田総務委員長代理、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第3号の2番。申請の土地の位置は辻の東、現況は通路。申請地の周囲は、東が田・宅地、西が分筆畑、南が宅地、北が宅地となっており、隣接

農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第3号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■株式会社へ。露天作業車及び従業員用車輛置場用地、露天資材及び機材置場用地。賃貸借権設定。

2 神野町西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天建築資材置場用地。

3 神野町石守1丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 他1名へ。住宅用地、集落地区計画区域。

4 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。無蓋資材置場用地。

議案書14ページをご覧ください。

5 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。無蓋資材置場用地。

6 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米 他2筆、計■■■■平米。■■■■

- さん 外1名から、■■■■株式会社へ。露天資材置場用地。
- 7 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。非F I T太陽光発電所用地。
- 8 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米 他2筆、計■■■■平米。■■■■さん 外2名から、株式会社■■■■へ。非F I T太陽光発電所用地。
- 9 西神吉町中西■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、有限会社■■■■へ。住宅用地、始末書添付。
- 10 志方町永室■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。露天賃貸駐車場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、2番から10番については農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えておりますが、1番については農地区分による許可基準を満たしていないことから農地法に規定する許可基準を満たしていないものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、3番を除く、1番から5番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月18日、調査者は、佐伯副会長、井相田総務委員長代理、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第4号の1番。申請の土地の位置は大野の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が畑、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第4号の2番。申請の土地の位置は西条の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第4号の4番及び5番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は放棄田及び畑作。申請地の周囲は、東が田、西が雑種地、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、6番から10番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月18日、調査者は、佐伯副会長、井相田総務委員長代理、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第4号の6番。申請の土地の位置は神吉の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田・宅地、西が田、南が宅地、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第4号の7番。申請の土地の位置は神吉の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田、南が田、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第4号の8番。申請の土地の位置は出河原の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が畑・雑種地、西が水路、南が雑種地、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第4号の9番。申請の土地の位置は中西の西、現況は宅地。申請地の周囲は、東が宅地、西が分筆畑、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第4号の10番。申請の土地の位置は永室の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が田、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件については、神野町の集落地区計画区域内の土地で、区画整理事業によって形成された区画における農地転用の案件となっております。以前より、定例現地調査ではなく地元神野町地区の委員による調査・報告をいただいております。しかしながら、本日は神野町の委員が不在のため、事務局からの報告を求めま

事務局 神野町の委員による現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月16日、調査者は、橋本委員と大形推進委員の2名。

議案第4号の3番。申請の土地の位置は石守の東、現況は畑作。申請地の周囲は、東が畑、西が雑種地、南が宅地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第4号について、ご意見を承ります。

前田委員 議席番号8番 前田です。教えていただきたいんですが。1番は、第1種

農地ということで、農地転用を普通はできない。けどここはできるという理由をお伺いできますか。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 農地転用申請があったため、審議の場には上がっていますが、審議参考資料にも記載させていただいているように、立地基準というところで、農地転用の許可基準を満たしていないことから不許可と判断し、議案提案させていただいています。

前田委員 不許可ということですね。

事務局 はい。そのようにご説明させていただきました。

前田委員 わかりました。

議長 よろしいですか。
ほかにご意見はございませんか。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。地元の意見を申しあげてよろしいですか。この案件の当該地の農業委員から、地元の農会並びに水利から聴取した意見を申しあげます。

この場所は第1種相当農地なので農地転用は難しいと思いますが、今回の申請された方は取得してまだ1年ほどなんですが、以前から休耕田になっていまして、地元の農会からすれば、今回不承認になると、今後休耕田から放棄田になることをすごく懸念されて、今回農業委員会にあがるまでに農会・水利で協議されて同意されたとの経緯があります。その辺もみなさまには考えていただいた上でご審議いただければと思います。以上です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 それでは、1番の案件については、採決を行いたいと思います。
不許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

不許可相当 6名

議長 次に、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

許可相当 8名

議長 許可相当が8名、不許可相当が6名、意思表示なしが1名という結果となりました。

許可相当多数のため、議案第4号の1番は許可相当との意見を添付して県に進達することに決定いたします。

なお、意見書への記載文につきましては、会長の私に一任いただきたいと思います。異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第4号の1番についてはこれにて決定いたします。

議長 次に、議案第4号のうち1番を除く2番から10番までの案件について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第4号のうち1番を除く2番から10番までの案件について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号の5件については、令和5年12月6日から令和6年1月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第6号を議題といたします。

議案第6号の7件については、令和5年12月6日から令和6年1月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第7号を議題といたします。

議案第7号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧ください。この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、隣接農地所有者の同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条に該当するため、委員会に上程したものです。

それでは、議案を朗読します。

議案第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと

1 加古川町稲屋■■■■■、■■■■■平米 外7筆、計■■■■■平米。■■■■■さん 外5名から、■■■■■株式会社へ。住宅用地。隣接同意書不添付、理由書添付。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しています。

同意書が添付されていない隣接農地所有者については相続人が不存在のため、聞き取り調査は実施しておりません。

なお、届出内容につきましては、事務局において書面審査を実施し、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月18日、調査者は、佐伯副会長、井相田総務委員長代理、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第7号の1番。申請の土地の位置は稲屋の西、現況は稲作あと・休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が水路、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、本岡推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第7号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第7号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第7号について、農地転用届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第8号を議題といたします。

しかしながら、議案第8号1番の案件につきましては、議長である私に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定

に基づき、議事参与の制限に抵触することから、私が退席いたしますので、議事進行を副会長にお願いします。

(馬田会長 退席)
(佐伯副会長 議長席 着席)

議長(副会長) それでは、議案第8号1番の案件について、事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページ、審議参考資料8ページをご覧願います。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第8号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 八幡町野村■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農業用水路。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長(副会長) 1番の案件について、現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年1月18日、調査者は、佐伯副会長、井相田総務委員長代理、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第8号の1番。申請の土地の位置は野村の中、現況は農業用水路となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醜推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長(副会長) 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第8号の1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長(副会長) 異議なしの声がありました。議案第8号の1番について、受理する

ことに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長（副会長） 異議なしと認めます。議案第8号の1番について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

それではここで、馬田会長に着席願ひまして、議長をお願いします。

（馬田会長 議長席 着席）

（佐伯副会長 委員席 着席）

議長 それでは、議案第8号2番及び3番の案件について、事務局より議案説明を願ひます。

事務局 議案書21ページをご覧願ひます。

議案の修正がございます。2番の案件については1月18日付で、3番の案件については1月22日付で、それぞれ取下願が提出されたため、議案から削除願ひます。

以上です。

議長 次に、議案第9号を議題といたします。

議案第9号について、事務局の議案朗読及び説明を願ひます。

事務局 議案書22ページをご覧願ひます。

この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第9号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

- 1 加古川町友沢 []、 [] 平米。 [] さん。
- 2 加古川町北在家 []、 [] 平米 外3筆、計 [] 平米。 [] さん。
- 3 神野町西条 []、 [] 平米 外2筆、計 [] 平米。 [] さん。
- 4 野口町北野 []、 [] 平米。 [] さん。
- 5 平岡町新在家 []、 [] 平米。 [] さん。
- 6 別府町別府 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さん。

なお、これらの案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所

有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第9号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第9号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第9号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第10号を議題といたします。

議案第10号については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 それでは、議案第10号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。はじめに、議案書27ページについて資料の差替がございますので、ご確認ください。

それでは説明に入らせていただきます。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員

会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書25ページ、審議参考資料9ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数、1戸。農地の中間的受け皿となる者の数、1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数、1戸。筆数■筆、面積■■■■■平米です。

続きまして、26ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書27ページの各筆明細をご高覧ください。

議案書27ページの各筆明細1番の案件につきましては、貸す者 ■■■■さん、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 株式会社■■■■です。また、詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料9ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第10号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第10号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第10号について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、前田 委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 ここで、再度事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席、振興係着席。)

議長 次に、議案第11号を議題といたします。

議案第11号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼致します。農林水産課振興係の鎌尾と申します。議案第11号の加古川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。また、審議参考資料については、10ページから16ページが当該議案の資料となっております。

1. 農業振興地域整備計画の変更理由につきまして、ご説明申し上げます。加古川市農業振興地域整備計画は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することを目的として昭和48年に策定されました。策定後、約50年が経過しつつありますが、その間5年ごとの見直しを図り、近年では平成30年度に総合見直しを実施したところです。今回は、当該農業振興地域の実態を総合的に把握し、情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項に定める基礎調査の結果を反映し、加古川市農業振興地域整備計画の変更を行います。

次に、2. 変更点についてです。農業振興地域整備計画は、(1)農用地利用計画と(2)マスタープランとで構成される計画です。(1)農用地利用計画につきましては、農用地区域の一部変更として、農用地区域からの除外を行います。(2)マスタープランにつきましては、農業振興の方向性や農用地等の効率利用、保全等に関する事項において、①から⑦の各計画の一部を変更します。

まず、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。3. 農用地区域の現況についてです。加古川市では、4,308haが県によって農業振興地域として指定されています。次の表は、農業振興地域のうち、加古川市が整備計画内で定める農用地区域について、この度の変更による前後をまとめたものです。変更前の面積は、田 1,545.3ha。畑75.3ha。樹園地13.8ha。採草放牧地20ha。混牧林地0ha。農業用施設用地15.3ha。山林原野等0.1ha。農用地区域の面積は合計で1,669.8haです。変更後の面積は、田が3.4haの減少で1,541.9ha、畑が0.2haの減少で75.1haとなり、合計1,666.2haを農用地区域として確保する計画でございます。

3ページをご覧ください。4. 農用地区域の変更理由別面積試算表でございます。こちらは、農用地区域の面積について、変更理由別に農用地への編入面積及び農用地からの除外面積の増減を表にしたものです。今回の変更では、農用地への編入はありません。農用地からの除外については、表右側に記載のとおりです。内訳としましては、一般住宅用地0.1ha、道路・水路・鉄道用地2.6ha、その他建物・施設用地0.4ha、その他山林原野化

によるもの0.5ha、合計3.6haでございます。編入除外後の差引合計は、表の一番右に記載しているとおりマイナス3.6haとなり、農用地区域が3.6ha減少する計画でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。5.農用地区域から除外する土地の一覧表でございます。変更土地の所在、地番、現況地目、変更面積、除外の目的の項目を読み上げの後、必要箇所について補足説明いたします。各土地の位置図を、別添の審議参考資料にご用意しております。説明時に該当ページを申しあげますので、審議参考資料をその都度ご覧いただきますようお願いいたします。

また、農用地区域からの除外につきまして、今年度については、基礎調査の結果、除外するもの、いわゆる特別管理の除外と、通常の申出に基づいて行なう一般管理の除外の2種類がございます。表中の地図番号の項目中下段にS Jとあるものが特別管理の除外、Jとあるのが一般管理の除外です。それでは、農用地区域から除外する土地の一覧表を上から順に読み上げます。

神野町神野■■■■■、■■■■■、宅地、計■■■■■平米、分家住宅です。これは、ほ場整備事業が完了した平成17年度に、非農用地として設定されるべき土地でしたが、錯誤により、農業振興地域整備計画書上反映されていなかったため、現況が宅地である土地を除外するものです。位置図は資料10ページのS J-1です。

神野町石守■■■■■、■■■■■、■■■■■、田、計■■■■■平米、テニスコートです。位置図は資料11ページのJ-1です。なお、本案件につきましては、先日開催いたしました加古川市農業地域振興協議会において、原案どおり承認いただきましたが、「周辺農地に及ぼす影響に対し最大限配慮すること、また地域農業への貢献に努めること」といった要望が委員の皆さまからございました。こちらにつきましては、今後、事務局より申出者に説明を行い、これら委員の皆さまからの要望について、協議を進めていく予定であることを申し添えます。

続いての案件につきましては、八幡1から八幡3までの3地区合わせて一件となります。4ページから5ページにかけて、八幡1、下村地区、八幡町下村■■■■■ 外48筆、公衆用道路、計■■■■■平米、八幡2、野村地区、八幡町野村■■■■■ 外5筆、公衆用道路、計■■■■■平米、八幡3、宗佐地区、八幡町宗佐■■■■■ 外7筆、公衆用道路、計■■■■■平米。合わせて、■■■■■平米が加古川小野線道路改築事業、通称南北道の用地となりました。位置図は資料12ページのS J-2です。

6ページに移りまして、平荘町磐■■■■■、■■■■■、■■■■■、原野、計■■■■■平米、非農地です。位置図は資料13ページのS J-3です。

平荘町磐■■■■■、■■■■■、■■■■■、平荘町磐■■■■■、山林、計■■■■■平米、非農地です。位置図は資料

14ページのS J-4です。

上荘町葉栗 [] 外4筆、山林、計 [] 平米、非農地です。位置図は資料15ページのS J-5です。

なお、S J-3からS J-5の3件のうち、S J-3、S J-4については山林原野化による非農地証明が発行された土地で、S J-5は農業委員会にて非農地判断がなされた土地となります。今回の計画変更において、農用地として確保すべき土地であるかを判断のうえ、除外するものです。非農地については以上となります。

最後に、西神吉町宮前 [] 外16筆、公衆用道路、計 [] 平米、高砂北条線道路改築事業の用地となりました。位置図は資料16ページのS J-6です。

以上、合計7件98筆、36,313.89平米の除外でございます。

農林水産課振興係の安富です。続きまして、マスタープランの変更についてご説明いたします。7、8ページの6から12の項目が基礎調査による変更でございます。整備計画書上に記載されている内容を要約したものを各項目に記載しており、下線部分が前計画からの主な変更箇所となっております。読み上げることで説明に変えさせていただきますが、主だった変更がない項目については一部割愛させていただきます。

6. 農業生産基盤の整備開発計画の変更でございます。本文については読み上げを割愛させていただきます。なお、計画については、9ページの別表1のとおりでございます。9ページをご覧ください。表左側が前計画、表右側が新計画でございます。前計画から変更があった箇所に下線を引いております。

議案7ページにお戻りください。7. 農用地等の保全計画の変更でございます。本文については読み上げを割愛させていただきます。なお、計画については、10ページの別表2のとおりでございます。10ページをご覧ください。表左側が前計画、表右側には現在実施中及び令和10年度までに実施予定の新計画を示しております。前計画から変更があった箇所及び新規の事業に下線を引いております。

議案7ページにお戻りください。

8. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更でございます。本文については読み上げを割愛させていただきます。

9. 農業近代化施設の整備計画の変更でございます。水田を活用した収益性のある作物の定着と活力ある地域農業の発展を図り、集落営農等による作物の合理的な組み合わせについての栽培協定や団地、品質向上技術の実践、農業機械の効率利用や低コスト化等により生産性の高い効率的な営農を推進するため営農機械の整備を図ります。また、家畜ふん尿の適正処理体制の確立に努めるとともに、安全性に配慮した農作物の供給を推進するため、耕

畜連携による地域内リサイクル体制の整備を図ります。なお、計画については、11 ページの別表3のとおりでございます。11 ページの上段をご覧ください。前計画は該当するものではありませんでしたが、新計画では表右側に記載のとおり、新たな計画が1つございます。

議案8 ページに移ります。10. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備計画の変更でございます。既存の農村生活環境施設を活用し、農業改良普及センターの指導の下に、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成し、担い手の確保を図ります。また、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、各種支援制度を活用するとともに、関係機関と連携し、研修・指導や相談対応に取り組むことで、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を図ります。

11. 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更でございます。農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成します。具体的な経営の指標は、加古川市及び周辺市町において現在成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が加古川市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。また、人と農地の問題を解決するための地域計画の作成を進めることで、農地の集約化等に向けた取組を加速させ、農業を維持・発展させることを目指します。

12. 生活環境施設の整備計画の変更でございます。本市は「ひと・まち・自然を大切にし ともにささえ はぐくむまちづくり」をまちづくりの基本理念としており、恵まれた立地条件と緑豊かな自然環境の保全に努め、豊かな農地の有効利用を図りつつ、緑豊かな近郊農山村の生活環境の整備を推進します。なお、計画については、11 ページの別表4のとおりでございます。11 ページの下段をご覧ください。表左側が前計画、表右側に新計画を示しております。前計画から変更があった箇所及び新規の事業に下線を引いております。

以上で議案第11号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第11号について、ご意見を承ります。

前田委員 議席番号8番 前田です。4ページの農用地区域から除外する土地の一覧表の上から2つ目の項目で、除外の目的がテニスコートとなっています。私は農振協議会のメンバーですので、ここを議論するときにはかなりいろんな意見が出たことを承知していきまして、ご説明はいただいたのですが、もう少

しわかりやすく補足説明をいただければと思います。

議長 テニスコートという目的で農用地除外ができるのか、という質問ですね。農林水産課、お願いします。

農林水産課 お答えいたします。本案件につきましては、事務局の方で申出書を精査いたしまして、内容について、除外の6つの要件を満たしていると判断し、このたび除外すると判断したものになります。その判断の中で、まず、テニスコートについて、スポーツ振興であったり、教育的な観点を含め、その妥当性を判断したというところが1つ。それから、県に対して事前協議をした際にも、テニスコートという目的が除外の要件から外れるのではないかとというようなことではなく、テニスコートが目的だからダメというわけではなく、他の事情などを鑑みても、この案件が除外妥当であると県からの回答をいただいた点が2つ目です。それから3つ目ですが、先ほども申しあげました、法律上除外の要件として、6つの要件が定められています。申出書の内容であったり、計画図であったり、そういったところから、事務局としてその6つの要件を満たしたと判断したため、除外の案件の中に入れさせていただいたというところです。

少し説明の中でも触れさせていただきましたが、先ほど話がありましたとおり、振興地域協議会の中でいろいろなご意見がありました。テニスコートの整備という目的で除外に該当するのか、それが妥当なのかという意見であったり、公共性のあるものではないという話もありました。ただ、その議論の中で、最終的に除外するにあたって、整備した後の周辺農地・農業者へ配慮すること、それから地域の方々、特に水路等への影響がないのか、というご意見もありましたが、地域への貢献といったところで、まわりに影響を与えないということが最低限必要ではないか、というご意見がありましたので、事務局としましても、そういったご意見につきましては、今日の農業委員会の総会でいただいたご意見も合わせまして、申出者へご説明し、また、テニスコート整備後、どのような配慮を行っていくのかというところは協議を重ねていく予定となっています。以上がテニスコートという案件ではありますが、事務局が除外を判断したというところと、先日の協議会であった内容についてご説明させていただきました。以上です。

議長 よろしいですか。

事務局 先ほど農林水産課より、除外の6要件との説明がありました。具体的に委員のみなさまにご説明いただけますでしょうか。

農林水産課 はい。法律上記載されている6つの要件を申しあげます。1 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地が

ないこと。2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。3 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。5 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。こちらが6つの要件となります。

議長 ほかにご意見はございませんか。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。いま除外要件6項目をお聞きしましたが、書いてもらえたらありがたいのですが。よくわかりますので。次からでいいです。

農林水産課 次から6つの要件を記載させていただき、わかりやすい説明とさせていただきます。ご意見ありがとうございました。

議長 ほかにご意見はございませんか。

柳委員 議席番号14番 柳です。8ページに、11. 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更という項目の中で、「優良な経営の事例を踏まえつつ」と記載がありますが、何か具体的に事例をとらえられていますか。

農林水産課 お答えします。文書の中には載っていないのですが、10. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備計画の変更にも記載させていただいているとおり、農業改良普及センターという県の組織がございまして、そこへ今回の計画であったり、基礎資料となるようなものを送付させていただいて、市内でどういった経営体制がモデルとして取り上げられるのか、というところを、協議を図った上で計画書に記載させていただいております。具体的にいいますと、畜産であれば、こういった頭数でこういったモデルケースでしていくのがいいのではないかと、いうところを回答いただいているものがあります。以上となります。

柳委員 わかりました。いまちょっと見ると、優良な農業経営をされているのは、一般的に小さな面積でやられている花卉、野菜、イチゴ、温室系統ですね。温室で経営されている方が割と収益を上げられていると聞きます。そうすると、ますます国民の主食である米とか麦を生産する場所がなくなる。米や麦を生産する人は収入が少ない。それをどんどん無くしていったいいものか、それについてはどう考えておられますか。

農林水産課 おっしゃるように、最近イチゴハウスなど施設栽培が増えてきていま

す。ただ、今回の計画を定めているモデルの中で、イチゴハウスやハウスでトマトをされるとか、ハウスのみを取り上げているわけではなく、個人の方がされている水稲もそうですし、集落営農組織でされている水稲や麦、そういったものも取り上げはさせていただいているのがこの計画の中にあります。

ただ、現状としまして、米の面積が減っていったり、なかなか収益が、というのは伝わってきますので、今後そういったところについては様々な情報を集めていきたいと思っています。

議長 この件について、ほかにご意見はありませんか。

意見なし

議長 この件について、ほかにご意見やご質問がないようでしたら、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第11号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時57分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年1月24日

署名委員 (1番)

署名委員 (2番)